

2010. 春号

なう



子ども虐待防止センター・しずおか

〒420-8691 静岡中央郵便局私書箱96号

TEL&FAX: 054-251-7560

虐待されている子どもの兆候

「新・子どもの虐待」森田ゆり著より

◎子どもの様子が今までと違う

「あれ、どうしたんだろう」と思ったとき

◎子どもが虐待かなと思うようなことを言った。

「まさか、でも」と思ったとき、次のことも確かめて、

- ・心を閉じて人を寄せ付けない。
- ・へばりつくようにしてくる。
- ・挑発的、攻撃的な言動が多い。
- ・おびえている。緊張感が極めて高い。
- ・感情表現が乏しい
- ・親や周りの大人の言動に過敏に反応する。顔色をうかがう。
- ・服を脱ぐことを極端に嫌がる。
- ・自傷行為、例えば自分を刃物で傷つけたり、頭を壁に打ち付けたりする。
- ・過食をする。拒食になる。
- ・徘徊、家出、不登校、虚言、万引、薬物使用、自殺未遂、テレクラ、援助交際、大人の目からは不良行為、非行、問題行動と見られる行動。
- ・無気力・
- ・体重、身長などの身体的成长が異常に遅い。
- ・ガツガツ食べる。隠れて食べる。
- ・身体、服がいつも著しくきたない。
- ・必要な医療ケアがなされていない。

以上のような兆候を確認できたら、児童相談所へ

静岡県の児童福祉関係団体による児童虐待防止の取り組み



平成20年12月5日はあいにくの雨模様であった。20分以上前に会場である県庁西館4階の会議室に入ったのだが、400人は入る会場が、既に埋まっており、空いた席を探すのに苦労した。専門学校の生徒も多数参加していた。

「第1回児童虐待防止静岡の集い」は熱氣むんむんのうちに始まった。この日のメインは、森田ゆり氏による講演。森田さんは全国の児童虐待防止の取り組みに参加した時の様子を話された後、虐待の加害者がかぶる怒りの仮面について話された。子どもが言うことを聞かないから、しつけなければならないから、という仮面の下に、実は、怒り、不安、焦り、傷つき、あせりなどの感情の押さえきれない爆発を隠していると。

講演後は、もっと知りたいと森田氏のサイン入りの本を2冊購入した。これらの本は事務局に保管しますので、折りがあったら是非読んでください。

講演後は、雨をものともせずに繁華街で、のぼり旗や横断幕を持ってのパレードを行った。参加者のみなの身体からは、湯気が上がっていた。

これまでの電話相談事例

主訴《その1》

わが子に向かって上げた手をどうしたらおろせるのか？
その方法を教えてもらいたい。

説明 はじめて受けた電話で、印象に残っています。虐待する自分を押さえる方法を求められ、そのスキルを教えても根本的な解決にはなりません。むしろ技術に頼ってしまい、自分の心を見つめることを避けてしまいます。「手を上げてしまう自分の感情（気持ち）」を聴かせていただいているうちに、ご本人自身がご自分の生育歴を省みて根本的原因に気づかれたのでした。

主訴《その2》

20年前に父親から性虐待を受けた。それが原因で良好な対人関係を作れないとカウンセラーに相談したが、よけいに不安定な気持ちになってしまった。今は、音楽で自分の気持ちを落ち着かせている。

説明 カウンセラーから質問されるままに、父親のことをあれこれ話しているうち気持ちが不安定になってしまったと、そのカウンセラーに再診を依頼したが、「そんな気持ちの不安定な人は受けられない」と断られてしまったとのこと。

幼少の頃から繰り返し、父親からの性虐待を受けていた。しかし、その内容については詳しく話したくない様子だった。そこで「お話になりたくないことは無理にお話しなくても結構ですよ。話したいことだけお話しください」と声をかけると、母親に訴えても取り合ってもらえなかつたことや、他人の言いなりになってしまった自分に嫌気がさしている事などを話された。最後に、最近自分を客観視出来るようになっていること、音楽を聞くと心が安定することなどを話された。

お話ししたくなったら、いつでもお電話くださるよう
にと言って受話器が置かれるのを待った。

平成21年の相談件数

虐待	13件
育児不安	1件
通報	1件
その他	11件



子どもの虐待と法律

児童虐待の防止に関する法律について

平成12年5月24日法律第82号

国及び地方公共団体の責務等

- 第4条 1. 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。
5. 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割やその他児童虐待の防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行うものとする。
6. 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭環境及び近隣社会の連携が求められていることに留意しなければならない。



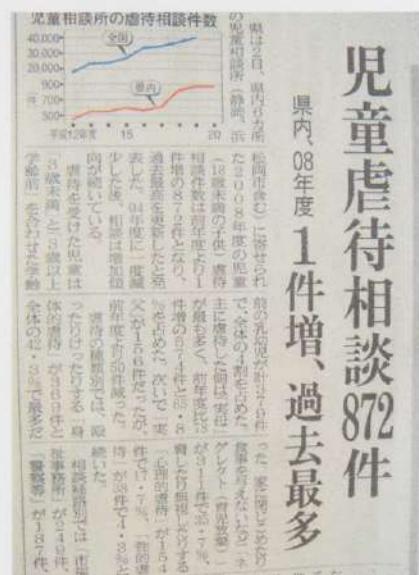
活動支援会員の募集

助けを求める子どもたちへの援助と、全ての子どもへの虐待がなくなるよう、当センターの活動を支えてください！！

年会費 正会員 一口 3,000円
贊助会員 一口 1,000円
法人・団体会員 一口 5,000円
振込先 郵便振替 00850-8-45664
子ども虐待防止センター・しづおか
住所 〒420-8691
静岡中央郵便局私書箱96号

児童虐待相談872件

県内、08年度 1件増、過去最多



子ども虐待防止センター・しづおか
TEL&FAX: 054-251-7560
月・水・金曜日の13時~16時
E-mail nau06shizuoka@sf.tokai.or.jp
<http://www2.wbs.ne.jp/~nau>

昨年7月中旬、2才の子どもが、母親と同居の男に腹部や背中に暴行を加えられ、男に、浴槽内に放置されたために水死してしまった。残念。